

戦略的海外プロモーション業務仕様書

1 業務の目的等

(1) 業務の目的

山梨県では、やまなし農業基本計画の中で、令和4年度における山梨県産果実等の輸出総額の目標を13億円と定めている。

本業務は、海外において認知度向上と販路拡大に向けた効果的なプロモーションを実施することにより、上記目標達成に向けて山梨県産果実等の更なる輸出拡大を図ることを目的とする。

- ・ 対象とする県産果実はモモとブドウとする。
- ・ 対象とする国・地域は、将来的に有望なマーケットとして想定される中国のほか、アジア地域で輸出障壁が無い、又は比較的低い香港、台湾、シンガポール、マレーシア、タイ、UAEとする。
- ・ プロモーションのターゲットは、対象とする国・地域で商流を構成する事業者（輸入業者・卸売業者・小売業者・レストラン業者等）及び最終消費者（主に富裕層）とする。

(2) 業務委託期間

業務の委託期間は契約締結の日から令和3年2月28日までとする。

2 委託業務の内容

(1) 全般的事項

対象とする国・地域への県産果実等の輸出拡大に向けて、マーケティングリサーチ及びプロモーションを実施することにより、これまでの山梨県の取り組みで得た販路の増強や新たな販路の開拓・拡大を図るとともに、最終消費者の需要を喚起する。

業務の実施方法とプロモーション活動の詳細等については、企画提案の内容をもとに県と協議の上で決定する。

(2) マーケティングリサーチによるプロモーション戦略の高度化

各国・地域の実情に即した効果的な戦略・戦術によるプロモーションに向けて、商流や購買層の実態を十分に把握するためのマーケティングリサーチを実施する。

マーケティングリサーチは、令和2年度のプロモーション及び令和2年度以降のプロモーションを見据えたものとする。

(3) プロモーションとその手法

対象とする国・地域で商流を構成する事業者（B to B領域：輸入業者・卸売業者・小売業者・レストラン業者等を想定）及び最終消費者（B to C領域：主に富裕層を想定）の双方に対するプロモーションを効果的に組み合わせる実施する。

上記の取り組みを通じて、商流を構成する事業者に対しては県産果実等の取り扱い意欲を増進し、最終消費者に対しては県産果実等の入手を容易にする環境を整えることにより、長期的、相乗的に輸出の振興が図られる機運の醸成を狙う。

県産果実を味わう、又は、印象的な購買シーンを提供するなど、ターゲットと現実の接点を持つイベント等を活用したプロモーション手法と、インターネットを活用したプロモーション手法を組み合わせることで情報の効果的な拡散を図り、より高い波及効果を狙う。

(4) 山梨県の地域資源を組み合わせた訴求

県産果実等に加え、富士山等の観光資源やワイン、ジュエリー等、認知度が高く魅力的な地域資源を一体的にプロモーションすることで、県産果実等に対する良好なイメージを効果的に構築していく。

(5) 対象とする国・地域

ア マーケティングリサーチの対象とする国・地域

中国、香港、台湾、シンガポール、マレーシア、タイ、UAEとする。

なお、次の「イ」を踏まえた上で、上記のうち今年度にプロモーションを実施しない国・地域については、令和3年度以降のプロモーションに向けた調査を実施する。

イ プロモーションの対象とする国・地域

中国、香港、台湾を必須とする。

中国は植物検疫制度上輸出ができない状況にあるが、将来的に有望な市場と想定。輸出解禁を見据えたプロモーションを実施する（インターネットを活用したプロモーションのみの実施でも可）。

県産果実の主要な輸出先である香港及び台湾においては、現実の接点を持つイベント等の手法とインターネットを活用した手法とを組み合わせたプロモーションを実施する。

なお、シンガポール、マレーシア、タイ、UAEに向けたプロモーションを実施することも可とする。

(6) 新型コロナウイルス感染症の影響への対応

プロモーションの実施時期や場所については、新型コロナウイルス感染症の影響や県産果実の流通時期等を勘案し、柔軟に検討する。

新型コロナウイルス感染症の影響が大きく残る等、現実の接点を持つイベント等を活用したプロモーションについて実施を見送らざるを得ない場合においても、インターネットの活用拡大などの代替手段によってこれを補完し、目的の達成に向けて、業務を遂行する。

3 県への実施報告

受託事業者は、委託業務完了後速やかに、委託業務実施報告書（第1号様式）を県に提出する。

4 委託業務の一般的事項

- ・ 委託業務を実施する上で知り得た個人情報や企業情報等を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすこと等のないよう、情報の取り扱いには万全の注意を払わなければならない。
- ・ 委託業務において個人情報を取り扱う場合には、「戦略的海外プロモーション業務委託契約書」別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- ・ 委託業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つよう心がけなければならない。
- ・ 委託業務の実施で得られた成果、情報（個人情報・企業情報を含む）等については山梨県に帰属する。
- ・ 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。委託業務の一部を再委託する場合は、事前に山梨県の承諾を得なければならない。
- ・ 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務の報告や資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度の4月1日から5年間保存しておくこと。
- ・ 委託業務の実施にあたっては、随時、山梨県へ連絡、報告、協議のやりとりを行う等、情報共有を密にしなければならない。

5 その他

本仕様書に明示なき事項及び委託業務を実施するに当たり疑義が生じた事項は、山梨県と受託事業者で協議の上で決定するものとする。